

令和5年9月吉日

各企業・団体代表者 様

公益社団法人 愛知県緑化推進委員会
理事長 古本 伸一郎
(公 印 省 略)



緑の募金で進めよう SDGs みなさまのご協力をお願いします

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当委員会は、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき、「緑の募金」運動を実施している公益社団法人愛知県緑化推進委員会と申します。

突然のご連絡にて誠に恐縮に存じますが、「緑の募金」にご協力をお願いしたく、本状を差し上げました。

「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成や「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指し、緑化の推進、森林の整備及び木材(間伐材)の利活用、並びに青少年の環境教育等に取り組んでまいりますので、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、市町村緑の募金団体でも募金の協力依頼を行っております。重複でのご依頼になりましたら、ご容赦ください。

略儀ながら書中にてお願い申し上げます。

敬具

記

① 「緑の募金」へのご協力方法 下記のいずれかの方法でご協力いただければ幸いです。

企業募金	企業名義で1口金1万円からご協力をお願いします。 ご協力いただいた寄附金につきましては、税制上の優遇措置の対象となります。
職場募金	募金封筒の回覧や、募金箱の設置により、職場の皆様のご協力をお願いします。
PRグッズ による募金	300円以上ご協力をいただいた方に、ご要望によりピンバッジや間伐材を使った小物等のPRグッズをお送りします。詳しくは別紙をご覧ください。
協賛募金	協賛商品の販売価格に応じてご協力をいただく「協賛募金」もごさいます。 詳しくは、当委員会までお問い合わせください。

② 「緑の募金」の振込先

ご協力いただきました募金は、下記の口座へお振り込みいただきますようお願いいたします。
詳しくは同封の「『緑の募金』のお預かり方法について」をご覧ください。

振込先 1	三菱UFJ銀行 愛知県庁出張所 普通預金 1100202 ミドリノボキン(シャ)アイチケンリョッカスイシンインカイ 緑の募金 公益社団法人 愛知県緑化推進委員会	振込先 2	ゆうちょ銀行 郵便振替口座 00870-6-60399 公益社団法人 愛知県緑化推進委員会
----------	--	----------	---

③ FAX送信票送信のお願い

お手数ですが、入金確認のため、別紙FAX送信票に所要事項をご記入のうえ、FAXまたはEメールにて送信していただきますようお願いいたします。(送信先: info@midori-aichi.jp)

「緑の募金」について

緑の募金は、昭和25年から戦後の荒廃した国土に緑を復活させることを目的に「緑の羽根募金」として行われてきました。

平成7年に「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」が制定され、募金運動の基盤強化と活動内容の多様化等を図るため、公益社団法人国土緑化推進機構及び都道府県緑化推進委員会が実施主体となり、全国で募金運動が行われています。

令和4年度の愛知県の「緑の募金」実績は、82,057,799円でした。ご協力ありがとうございました。

令和4年度「緑の募金」の主なつかいみち

- 森づくりの活動や学校等の地域の緑化のため、25,064本の木や花の苗を植えました。
 - ご家庭で緑に触れ親しんでいただくため、90,059本の木や花の苗を配りました。
 - 学校や地域で緑化活動を行えるよう、みどりの少年団79団体を支援しました。
- また、みどりの学習教室や東海地区サマージャンボリーなど、他の少年団と交流する行事を開催しました。

「緑の募金」感謝状等の贈呈について

公益社団法人愛知県緑化推進委員会及び市町村緑の募金団体へ「緑の募金」としてご寄附をいただいた場合、次の贈呈基準に基づき、感謝状等を贈呈させていただきます。

また、ホームページやリーフレットの「緑の募金ご協力者名簿」でご紹介させていただきます。

愛知県緑化推進委員会「緑の募金」感謝状等贈呈基準（企業・団体）

緑の募金協力プレート	3万円以上
愛知県緑化推進委員会会長感謝状	20万円以上

(注) ① 同一の企業又は団体から同一年度内に2回以上の寄附があった場合には、その合計額をもって寄附の額とする。



緑の募金協力プレート
(イメージ)

国土緑化推進機構「緑の募金」感謝状等贈呈基準（企業・団体）

国土緑化推進機構理事長感謝状	50万円以上	200万円未満
林野庁長官感謝状	200万円以上	1,000万円未満
農林水産大臣感謝状	1,000万円以上	

(注) ① 同一の企業又は団体から同一年度内に2回以上の寄附があった場合には、その合計額をもって寄附の額とする。
② 同一の企業又は団体から2～3年間連続して寄附があった場合には、2～3年目の寄附の額はその合計額とする。

税制上の優遇措置について（法人税）

公益社団法人愛知県緑化推進委員会は、税法上の「特定公益増進法人」に認定されています。
「緑の募金」や当委員会の賛助会費は、特定寄附金として税制上の優遇措置が受けられます。

寄附金の額の合計を、特別損金算入限度額まで、一般の寄附金とは別枠で損金の額に算入できます。

$$\text{特別損金算入限度額} = \{(\text{資本金} \times 0.375\%) + (\text{所得金額} \times 6.25\%)\} \div 2$$

なお、寄附金のうち別枠で損金に算入できなかった金額は、一般の寄附金として損金に算入することになります。
詳しくは、所管の税務署や自治体にお問い合わせください。



公益社団法人 愛知県緑化推進委員会

460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目6番1号（愛知県三の丸庁舎内）

TEL (052) 963-8045 FAX (052) 963-8491

E-mail info@midori-aichi.jp Website <https://www.midori-aichi.jp/>

